（個人の権利利益を害するおそれがあるもの）

第二十五条　法第八条第二項に規定する内閣府令で定める部分は、次に掲げる部分とする。

一　法第四条第二項第三号に掲げる事項のうち取締役及び監査役の住所並びに重要使用人の住所に係る部分

二　第六条第一号に掲げる事項のうち特定社員（個人に限る。）の住所に係る部分

三　第二十三条の二第二号に掲げる事項のうち会計参与（個人に限る。）の住所に係る部分

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（投資法人の登録申請書の記載事項） **第二百十四条**　法第百八十八条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～六　略］ 七　一般事務受託者の氏名又は名称及び住所並びに沿革 ［八～十　略］ （投資法人登録簿の縦覧） **第二百十七条**　投資法人が現に受けている登録をした財務局長等は、その登録をした投資法人に係る投資法人登録簿（次条に定める部分を除く。）を、当該投資法人の本店の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。 （個人の権利利益を害するおそれがあるもの） **第二百十七条の二**　法第百八十九条第三項に規定する内閣府令で定める部分は、次に掲げる部分とする。 一　法第百八十八条第一項第二号に掲げる事項のうち執行役員、監督役員及び会計監査人（個人に限る。）の住所に係る部分 二　第二百十四条第四号に掲げる事項のうち主要な投資主（個人に限る。）の住所に係る部分 三　第二百十四条第七号に掲げる事項のうち一般事務受託者（個人に限る。）の住所に係る部分 四　第二百十四条第十号ロに掲げる事項のうち役員に関する事項（当該役員（個人に限る。）の住所に限る。）に係る部分 五　第二百十四条第十号ハに掲げる事項のうち譲受人に関する事項（当該譲受人（個人に限る。）の住所に限る。）に係る部分 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定目的会社名簿への登載事項） **第二十五条**　法第八条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　第六条各号に掲げる事項 二　会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び住所 （投資法人の登録申請書の記載事項） **第二百十四条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　一般事務受託者の名称及び住所並びに沿革 ［八～十　同上］ （投資法人登録簿等の縦覧） **第二百十七条**　投資法人の登録をした財務局長等は、その登録をした投資法人に係る投資法人登録簿及び投資法人登録簿に登録された事項を、当該投資法人の本店の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。 ［条を加える。］

（公認会計士法施行規則の一部改正）

第三条　公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。